

# 廃棄物焼却炉を設置する 事業者のみなさまへ

ダイオキシン類の主な発生源である廃棄物焼却炉には、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法や所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例をはじめとする法令に基づき、その規模に応じて排出基準や構造・維持管理に係る基準が定められています。

## ● 届出が必要な廃棄物焼却炉

廃棄物焼却炉の規模ごとに、関係法令に基づく届出が必要です。

	焼却能力	火格子(火床)面積	燃焼室の容積	関係法令
施設 A	200kg/h 以上	2m <sup>2</sup> 以上		大防法、特措法、市条例
施設 B	100kg/h 以上 200kg/h 未満	1m <sup>2</sup> 以上 2m <sup>2</sup> 未満	1.4m <sup>3</sup> 以上	特措法、市条例
施設 C	50kg/h 以上 100kg/h 未満	0.5m <sup>2</sup> 以上 1m <sup>2</sup> 未満		特措法、市条例
施設 D	30kg/h 以上 50kg/h 未満	0.3m <sup>2</sup> 以上 0.5m <sup>2</sup> 未満	0.42m <sup>3</sup> 以上 1.4m <sup>3</sup> 未満	市条例
施設 E	上記のいずれにも該当しないもの			市条例

※水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う廃棄物焼却炉は規模によらず大防法の届出対象です。

# ● 排出に係る基準

廃棄物焼却炉の規模ごとに、次の排出に係る基準が設けられています。

## ◆ダイオキシン類

(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設  
A

施設  
B

施設  
C

焼却能力	新 設	既 設
4,000kg/h 以上	0.1	1
2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	1	5
50kg/h 以上 2,000kg/h 未満	5	10

・既設とは、平成9年12月1日において現に設置されていた施設であり、その排出基準は平成14年12月1日から適用されています。

・ばいじん・焼却中灰ダイオキシン類の処理基準として、3ng-TEQ/g が適用されます。(年1回以上の自主測定が必要です。)

・年2回以上(施設B・Cは、年1回以上)の自主的な排ガス測定と報告が必要です。

## ◆ばいじん

(g/m<sup>3</sup>N)

施設  
A

施設  
B

施設  
C

施設  
D

焼却能力	新 設	既 設
4,000kg/h 以上	0.04	0.08
2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	0.08	0.15
30kg/h 以上 2,000kg/h 未満	0.15	0.25

・既設とは、平成10年7月1日(施設B・C・Dは、平成11年4月1日)において現に設置されていた施設です。

・年2回以上(4,000kg/h 以上の施設は、2ヶ月に1回以上)の自主的な排ガス測定が必要です。

## ◆窒素酸化物

(ppm)

施設  
A

最大排ガス	連 続 炉	非 連 続 炉
40,000m <sup>3</sup> N/h 以上	250(180)	250(180)
40,000m <sup>3</sup> N/h 未満	250(180)	— (180)

・40,000m<sup>3</sup>N/h 以上の施設の排出基準は、昭和52年6月18日以降に設置された施設のものです。

・40,000m<sup>3</sup>N/h 未満の連続炉の排出基準は、昭和54年8月10日以降に設置された施設のものであり、非連続炉の指導基準は、昭和59年10月1日以降に設置された施設のものです。

・( )内は、埼玉県における指導基準です。

・年2回以上(40,000m<sup>3</sup>N/h 以上の施設では、自動測定器により常時)の自主的な排ガス測定が必要です。

## ◆塩化水素

(mg/m<sup>3</sup>N)

施設  
A

施設  
B

施設  
C

施設  
D

焼却能力	排 出 基 準
500kg/h 以上	200
30kg/h 以上 500kg/h 未満	500

・年2回以上(40,000m<sup>3</sup>N/h 以上の施設は、2ヶ月に1回以上)の自主的な排ガス測定が必要です。

## ◆硫黄酸化物

(m<sup>3</sup>N/h)

施設  
A

施設  
B

施設  
C

施設  
D

焼却能力	排 出 基 準
200kg/h 以上	$k \times 10^{-3} \times \text{He}^2$ (k=9.0)
30kg/h 以上 200kg/h 未満	$k \times 10^{-3} \times \text{He}^2$ (k=14.5)

・施設ごとに許容排出量が異なります。

・Heとは、排出口補正高(m)です。

・硫黄酸化物排出量が10m<sup>3</sup>N/h 以上の施設は、2ヶ月に1回以上の自主的な排ガス測定が必要です。

## ◆水銀及びその化合物

(μg/m<sup>3</sup>N)

施設  
A

施設  
B

施設  
C

施設  
D

施設  
E

施設規模	新 設	既 設
施設Aに該当	30	50
一部の焼却炉	50	100

・施設Aに該当する規模の焼却炉のうち、自ら産業廃棄物の処分を行う事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除きます。

・一部の焼却炉(水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う廃棄物焼却炉)は、規模によらず表の数値が適用されます。

・既設とは、平成30年4月1日において現に設置されていた施設です。

・年2回以上(40,000m<sup>3</sup>N/h 以上の施設は、4ヶ月に1回以上)の自主的な水銀濃度測定が必要です。

# 構造・維持管理に係る基準

平成11年10月1日において、現に設置されている施設(設置の工事がされているものを含む)の構造基準・維持管理基準は平成14年12月1日より適用となっています。

## 構造基準

施設 A

施設 B

施設 C

施設 D

(赤字は 施設 A 施設 B のみ)



## 維持管理基準

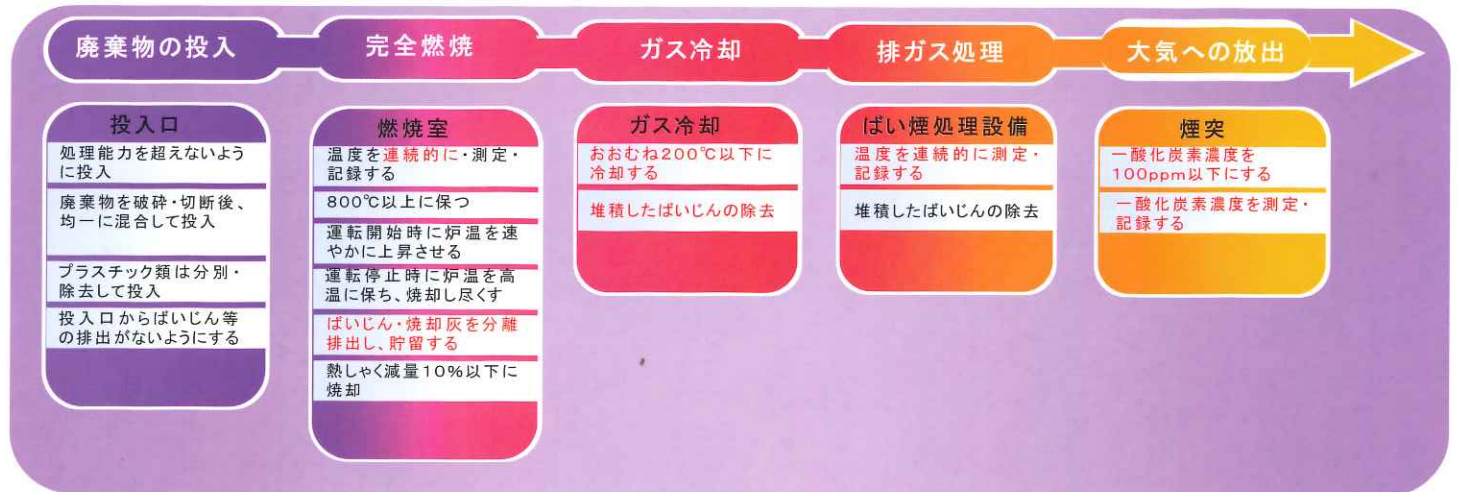
施設 A

施設 B

施設 C

施設 D

(赤字は 施設 A 施設 B のみ)



## 小型焼却炉の構造・維持管理基準

施設 E



## — 所沢市における産業廃棄物の受入 —

所沢市では、クリーンセンターにおいて産業廃棄物(木くず・紙くず・繊維くずで市内発生物に限る。)の受入を実施しています。

受入(自己による搬入が必要です。)には、産業廃棄物の種類に応じて、廃棄物の量や大きさなどの受入基準が設けられており、処分手数料をいただいております。

搬入物にプラスチック類・金属等が混入する場合や、家屋解体などで発生した木くずなどは受入ができません。

産業廃棄物を搬入する場合、事前に契約書を作成する必要があります。作成については、資源循環推進課にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

- 東部クリーンセンター (日比田895番地の1 TEL 2998-5300)
- 西部クリーンセンター (林一丁目320番地の1 TEL 2948-3141)
- 資源循環推進課(契約関係) (並木1-1-1 TEL 2998-9146)

### 《用語の説明》

ng : ナノグラムとは10億分の1グラムを表す単位です。


TEQ : Toxicity Equivalency Quantity の略で、多くの異性体が存在するダイオキシン類の量を最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算したものです。

m<sup>3</sup>N : 0℃、1気圧の状態に換算したガスの体積を表す単位です。

## ● 廃棄物焼却炉の届出

廃棄物焼却炉を設置している又は設置しようとする事業者の方は次の届出が必要です。

既に施設を使用している場合	→	使用届出	法令施工後 30 日以内
新たに施設を設置しようとする場合	→	設置届出	工事着手の 60 日前まで
施設の構造等を変更する場合	→	変更届出	工事着手の 60 日前まで
施設の使用を廃止した場合	→	使用廃止届出	廃止後 30 日以内
代表者等を変更した場合	→	氏名変更届出	変更後 30 日以内
施設の譲渡等をした場合	→	承継届出	承継後 30 日以内

※  の「使用届出」については、平成 14 年 12 月 1 日から届出となっています。

## ● 罰則

法令に違反した場合、主に次のような罰則が適用されます。

計画変更命令や改善命令等に 従わなかった場合	→	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
排出に係る基準等を超過した場合 (水銀濃度除く)	→	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
使用・設置の届出等を 行わなかった場合	→	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
屋外燃焼行為の停止等の命令に 従わなかった場合	→	50 万円以下の罰金

問い合わせ先  
所沢市 環境クリーン部 環境対策課  
所沢市並木一丁目 1 番地の 1  
TEL : 04-2998-9230 FAX : 04-2998-9195

